



# 令和2年度 第2回 北広島市空家等対策推進協議会

日時: 令和3年2月8日(月)14時～

場所: 市役所3階 会議室3D

—令和2年度—

## 空き家等対策の取組み状況について

市民環境部 市民参加・住宅施策課

# 1. 「北広島市空家等対策計画」の改定

- ◇『北広島市空家等対策計画』策定  
策定：平成28(2016)年12月  
計画期間：令和2年度末まで

## ◇『北広島市空家等対策計画』改定

- ① 第1回空家等対策推進協議会 “令和2年10月7日”
- ② 議会中間報告 “11月5日”
- ③ パブリックコメント実施 “12月1日～令和3年1月4日”  
《結果：意見1件、詳細はP3》
- ④ 第2回空家等対策推進協議会 “2月8日”
- ⑤ 議会最終報告 (予定) “3月11日”

# パブリックコメントについて

募集期間: 令和2年12月1日 ~ 令和3年1月4日

結 果: 意見1件

意見は以下のとおり

意見の概要	市の考え方
<p>空家の問題は単なる景観・保安・防犯などの問題でなく、居住者が亡くなり、その家を相続した人々が資産として持ち続けることで、その周辺に残っている人々のコミュニティの空洞化が生まれることではないでしょうか。</p> <p>行政としては、その空家の利用を促進する手立てを考え、札幌(+近郊)から人々を呼び込むことを考えるべきではないでしょうか。</p> <p>そのためには、空家(空き地)を所有する人達がそこを所有するインセンティブを消してしまうことが効果的と考えられます。</p> <p>そこで、条例等で法定外税を設定し、居住したい人への土地/家屋の流動化をすすめるべきではないでしょうか。</p>	<p>国のガイドライン(「特定空家等に対する措置」)に関する適切な実施を図るための必要な指針)では、当該空家等の状態やその周辺的生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断する必要がある、全ての空家等に対して、一律に法定外税を課すことは難しいものと考えております。</p> <p>なお、ご意見につきましては、今後の空家等対策を含めた住宅施策の参考にさせていただきたいと考えております。</p>

## 2. 空き家等の発生抑制の取組み

空家等対策計画 P10～11

### (1) 安心して住み続けられる支援事業

#### ① 住宅リフォーム支援

住宅を市内建設業者を利用して改修工事を行う場合、補助対象経費の10分の1以内(最大10万円)を助成しています。H23～

単位: 件

地区	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
東 部	77	49	52	52	48	51	53	43	39	46	510
北広島団地	98	69	77	44	43	45	47	47	60	38	568
西の里	13	8	12	14	13	15	8	11	8	19	121
大 曲	24	32	28	30	37	29	29	30	34	37	310
西 部	5	3	3	6	6	5	8	9	1	8	54
計	217	161	172	146	147	145	145	140	142	148	1,563

#### ② 木造住宅耐震診断・改修支援

昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震診断・耐震化を行う場合、耐震診断に掛かる経費の3分の2以下(1住宅につき4万円を限度)  
耐震改修工事に掛かる経費の一部(限度額30万円)を助成しています。

## (2) 住み替え支援事業

### ① 住み替え支援

高齢者の住まいや住み替え(住み替え後の住宅の活用や処分)についてのセミナーと相談会を開催(年4回)

・第1回 令和2年8月7日

会場: 芸術文化ホール活動室 参加者: 4名

・第2回 令和2年8月19日

会場: 芸術文化ホール活動室 参加者: 16名

・第3回 令和2年9月1日

会場: 北広島市役所会議室 参加者: 9名

・第4回 令和2年9月15日

会場: 北広島市役所会議室 参加者: 6名



※住み替え支援セミナーの様子

◇市内の高齢者施設を見学するバスツアー 《令和2年度は中止》

## (2) 住み替え支援事業

### ② 空き家相談会

空き家に関するサービスを提供する事業者(不動産事業者・金融機関等)が会場内に相談ブースを設け、空き家の処分や活用などについての相談会を開催

開催日：令和3年2月6日(土)

会 場：芸術文化ホール 活動室



※昨年度の「空き家相談会」

# 3. 市内の空き家の現状

北広島市内の空き家数(戸) <空家等対策の推進に関する特別措置法の対象>

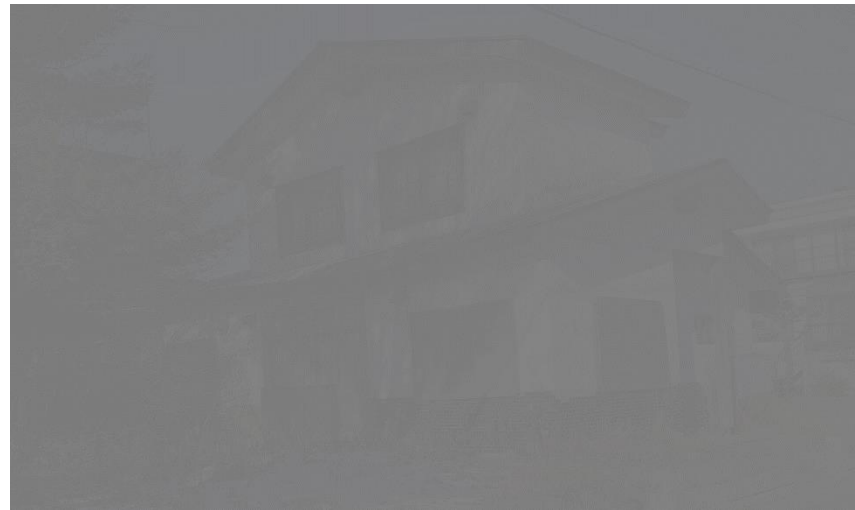
空き家数(戸) 各年度末

地区名	東部	北広島団地	西の里	大曲	西部	計
H29	64	113	46	56	24	303
H30	76	113	45	50	26	310
R1	76	118	42	54	25	315

## (1) 準特定空家等の現状

東部地区

平成30年9月3日「準特定空家等」認定



**「準特定空家等」**: 特定空家等に該当しない空家等であって、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

**「特定空家等」**: そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

## (2) その他の空き家の現状

### ① 改善されない空き家等

#### ① 東部地区

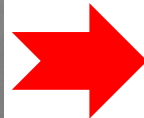


#### ② 北広島団地地区

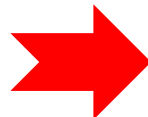




## ②改善された空き家等



①北広島団地地区(旧準特定空き家等)



②北広島団地地区

# 4. 空き家等の利活用（流動化）の促進

## ①空き地・空き家バンク

空き地や空き家を売却（賃貸）したい方や購入（賃借）を希望される方の情報を市のホームページで提供し、空き家等の抑制と流動化、定住促進等を図る。H23.6～

●市と連携協定を締結している宅地建物取引業者：7業者

●バンク登録状況（R1年度末 延べ件数）

### 空き家登録

●賃貸 8件 ⇒ 契約8件

●売却 13件 ⇒ 契約12件

### 空き地登録

●売却 86件 ⇒ 契約56件

## ②空き家等解体補助

住宅の建設や売却のために空き家を解体する場合、解体費用（補助対象工事）の3分の1（上限30万円）を補助することにより、快適な住環境や土地の流動化を図る。H28.6～

地 区	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
東 部	9	5	8	9
北広島団地	13	19	15	7
西の里	5	0	4	3
大 曲	3	6	3	1
西 部	0	0	0	0
合 計	30	30	30	20

### ③リユース住宅活用サポート補助

中古住宅を取得した方に対し、リフォーム費用(補助対象経費)の5分の1(上限20万円)を補助することにより、中古住宅の流動化・活用及び定住促進を図る。H30.4～

地 区	H30年度	R1年度	R2年度
東 部	3	2	3
北広島団地	6	4	2
西の里	0	1	1
大 曲	1	3	2
西 部	0	0	0
合 計	10	10	8